

(証券コード9381)
2022年5月2日

株 主 各 位

大阪府中央区本町二丁目1番6号
株式会社 エーアイティー
代表取締役社長 矢 倉 英 一

第35回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、当日のご出席はお控えいただきたくお願い申しあげます。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月23日（月曜日）午後5時までに、書面又はインターネットで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月24日（火曜日）午前10時 受付開始：午前9時15分
2. 場 所 大阪府中央区安土町二丁目3-13
大阪国際ビルディング17階 1705号室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- [報告事項]
1. 第35期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年5月23日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です（詳細は、35ページをご参照ください。）。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ait-jp.com/>) に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.ait-jp.com/>) に掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。したがって、添付書類に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、株主様におかれましては、当日のご来場をお控えいただきたくお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、郵送又はインターネットで行っていただきたく併せてお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年3月1日)
(至 2022年2月28日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい環境が続く中、徐々に持ち直しの動きは見られるものの、先行きについては未だ不透明な状況にあります。また、当社グループを取り巻く事業環境としても、コロナ禍における個人消費の低迷やインフレの加速、さらには海上コンテナ不足や船舶の積載スペースの逼迫等も重なり、厳しい状況で推移いたしました。このような状況下、当社グループでは、単に海上輸送のみでなく、航空輸送と海上輸送、海外での内陸輸送と海上輸送を組み合わせる等、様々なサービスメニューを拡充し、新規顧客の開拓や既存顧客との取引深耕に取り組むことで、取扱量の増大と収益拡大を図ってまいりました。さらに、通関や配送、検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務の更なる受注獲得を目指し、精力的な営業活動を展開してまいりました。当連結会計年度では、巣ごもり消費の拡大から生活雑貨や家電製品等の取扱いは堅調な伸びを示し、アパレル関連製品の取扱いも僅かながらではありますが、回復基調に転じております。

また、当社グループでは、取引先へ安定した国際貨物輸送サービスを提供すべく、船会社と交渉を重ね、コンテナと積載スペースの確保に取り組んでまいりました。国際貨物輸送では、海上コンテナの不足や船舶の積載スペースの逼迫等から、当社グループで取扱う海上輸送でも運賃が高騰し、依然として高い水準が続いており、当連結会計年度の業績拡大の追い風となりました。さらに、販売費及び一般管理費では、継続して見直しや削減を図ることにより、利益の創出に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における営業収益は59,931百万円（前年同期比30.9%増）と前年同期を大きく上回りました。また、営業収益が好調に推移したことにより、営業利益は3,581百万円（前年同期比55.4%増）、経常利益は3,821百万円（前年同期比50.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,367百万円（前年同期比36.6%増）といずれも前年同期を大幅に上回ることとなりました。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

なお、報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」では、当連結会計年度において、米国の現地法人「AIT International of America, Inc.」が清算終了したため、連結の範囲から除外しております。また、報告セグメントの「中国」では、「暖新国際貿易（上海）有限公司」が現在清算手続中であり、

<日本>

当連結会計年度では、断続的な緊急事態宣言の発出等により、社会経済活動の制限を余儀なくされたことで個人消費にも大きな影響を与えて、景気の減速感も強まりを見せました。このような厳しい環境下でありましたが、コロナ禍での巣ごもり消費が拡大を続ける中、一貫輸送の受注を増加させるべく営業活動に邁進するとともに、国際貨物輸送のサービスメニューの拡充にも取り組んでまいりました。また、これらに加え、顧客へのサービス向上を図るべく、デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みにも注力してまいりました。

その結果、海上輸送の取扱コンテナ本数は、輸入で267,155TEU（前年同期比2.7%増）、輸出入合計では280,585TEU（前年同期比2.3%増）と前年同期を上回りました。通関受注件数においても、子会社での受注が回復傾向にあり、145,931件（前年同期比4.0%増）と前年同期を上回る推移となりました。さらに、前述の数量の増加に加えて、海上運賃の上昇は、営業収益並びに売上総利益を押し上げる大きな要因となりました。また、販売費及び一般管理費においては、継続して見直しを行うに留まらず、DXを活用し、自らの業務効率の改善にも取り組み、コストを圧縮することで更なる利益の創出を図ってまいりました。

以上のことから、日本における営業収益は50,268百万円（前年同期比36.0%増）と前年同期を上回り、セグメント利益は、売上総利益が大幅に増加したことに加え、営業活動における費用等の抑制に努めたこと等で3,102百万円（前年同期比93.1%増）となりました。

<中国>

アパレル関連の取扱いが低調な推移であることから、検品・検針等の付帯業務の受注は厳しい環境が続いておりますが、前年同期と比較して日本向け貨物の取扱量も回復し、中国国内での輸送関連の収益機会も増すこととなりました。この結果、中国における営業収益は8,353百万円（前年同期比9.2%増）と前年同期を上回りました。一方でセグメント利益は、前連結会計年度であった法定福利費の減免が無くなったこと等で費用が嵩み、加えて連結固有の調整を行った結果、390百万円（前年同期比37.1%減）となりました。

<その他>

ミャンマー子会社では、新型コロナウイルス感染症や政情不安等の影響から収益は低下したものの、台湾子会社では、貨物の取扱量及び収益が安定的に確保でき、またベトナム子会社では、ロックダウンが解除されて以降は収益も急激に回復を遂げることでとなりました。この結果、営業収益は1,309百万円（前年同期比10.5%増）となり、セグメント利益は88百万円（前年同期比13.5%増）となりました。

（注）TEU（Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算）とは、海上コンテナの数量を

表す単位で、20フィートコンテナ1個分を1 TEUと計算します。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、63百万円となりました。これは主に、日本での当社における基幹業務システムの改修に係る費用及びCIS（カーゴ・インフォメーション・サービス）のリニューアルに係る費用並びに子会社における会計システムの入替に係る費用であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループの運転資金等の必要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第32期	2019年度 第33期	2020年度 第34期	2021年度 第35期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	27,783	45,003	45,797	59,931
経 常 利 益 (百万円)	1,703	1,947	2,545	3,821
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,167	1,325	1,732	2,367
1株当たり当期純利益 (円)	61.09	55.49	73.40	100.75
総 資 産 (百万円)	8,214	20,644	21,630	23,516
純 資 産 (百万円)	5,954	11,715	12,231	14,134
自 己 資 本 比 率 (%)	72.2	54.9	55.6	59.2

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第33期の期首から適用しており、第32期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 (%)	所在国	主要な事業内容
(連結子会社) 愛特(香港)有限公司	1,700千香港ドル	100.0	中国 (香港)	国際貨物輸送事業
上海愛意特国際物流有限公司	1,340千米ドル	100.0	中国 (上海)	国際貨物輸送事業
台湾愛意特国際物流股份有限公司	13,000千台湾ドル	100.0	台湾 (台北)	国際貨物輸送事業
AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.	110億ベトナムドン	51.0	ベトナム (ホーチミン)	国際貨物輸送事業
日新運輸株式会社	200百万円	100.0	日本 (大阪)	国際貨物輸送事業
日一新国際物流(上海)有限公司	3,070千米ドル	100.0 (100.0)	中国 (上海)	国際貨物輸送事業 流通加工
暖新国際貿易(上海)有限公司 (注) 2	10,000千人民元	100.0 (100.0)	中国 (上海)	貨物の輸出入取引 (貿易決済代行)
NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.	1,000,000千 ミャンマー チャット	55.0 (55.0)	ミャンマー (ヤンゴン)	国際貨物輸送事業
(持分法適用関連会社) 青島海新達国際物流有限公司	14,444千人民元	27.0 (27.0)	中国 (青島)	国際貨物輸送事業 流通加工
蘇州邦達新物流有限公司	10,210千人民元	49.0 (49.0)	中国 (蘇州)	保税物流
上海邦達新物流有限公司	5,000千人民元	49.0 (49.0)	中国 (上海)	保税物流
太倉邦達新物流有限公司	5,000千人民元	49.0 (49.0)	中国 (太倉)	保税物流
(その他の関係会社) 株式会社日立物流 (注) 3	16,802百万円	被保有 20.1	日本 (東京)	ロジスティクス 事業

- (注) 1. 当社の出資比率の()内は間接所有割合(内数)を示しています。
 2. 「暖新国際貿易(上海)有限公司」は、現在清算手続中であります。
 3. 「株式会社日立物流」は有価証券報告書を提出しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 優先的に対処すべき課題

グローバル化した今日の企業活動の中で、当社グループの主な事業である国際貨物輸送事業は、社会的、経済的に重要であり、大きな役割と責任を負っていると考えております。また、当社グループでは、今般の感染症拡大等、不測の事態が生じて、社員の健康と安全の確保を最優先として、社会生活を支える国際物流、日本の物流を止めないことがグループの企業使命であると認識し、日々変化する状況に対応しながら事業活動に取り組んでおります。

当社グループがおお客様の支持を得て事業を伸展することは、当社グループの企業価値の増大に結びつくだけでなく、物流企業としての社会的使命と責任を果たすことにつながるものであると認識し、特に以下の項目を優先的に対処すべき課題として掲げて、積極的に取り組んでおります。

①持続的な成長の実現と収益基盤の強化・拡大

新型コロナウイルスの感染拡大により、社会環境や事業環境等に様々な変化が生じる中で、人々の生活様式や社会構造、消費者ニーズは急速に変容を遂げております。また、原油価格の高騰や海上コンテナの不足等により物流コストの上昇が続く中、顧客の物流に対するニーズもより多様化・高度化しております。

この環境下、当社グループでは、国際貨物輸送だけでなく、通関や倉庫保管、配送に加え、検品・検針といった加工業務までを一貫して受注することが可能な環境を整え、物流の効率化や合理化、コストの削減、納期の短縮等、お客様のニーズに応えるべく、物流提案を行っております。

当社グループは、企業の成長を一段と加速させるべく、これら事業環境を活かし、顧客のニーズを的確に捉えた物流提案を積極的に行い、取扱いを得意とするアパレル製品や雑貨類に留まらず、輸送実績の少ない業種への営業活動も精力的に行い、国際貨物輸送の取扱高の増加と収益拡大に取り組んでまいります。

また、経営環境が目まぐるしく変化する中、デジタル戦略を推進し、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の取り組みも加速させ、競合他社とのサービスの差別化を図り、お客様の利便性の向上はもちろん、自社の業務効率の改善に取り組むことで、収益向上を目指してまいります。

さらに、東南アジアから日本への輸入貨物や日本からの輸出貨物の集荷、日本を介さない三国間輸送の獲得にも注力するとともに、海外現地法人や各国の代理店との連携も深め、グローバル物流体制の基盤強化にも取り組んでまいります。また、今後当社グループが注力すべき分野に精通した企業との提携等も視野に入れ、事業規模の拡大を図ってまいります。

そして、収益性の改善に向けて社内体制やインフラの整備、効率化による様々なコスト削減等にも取り組み、安定的な収益の維持と確保に努めてまいります。

②人材確保と育成強化

当社グループでは、持続的な事業拡大と中長期的に成長を遂げていくうえで、企業の成長に応じた優秀な人材の確保及び人材育成が重要課題であると考えております。

現在、物流業界においても、慢性的な人手不足の状況が続く中、採用競争が激しさを増し、適正な人材の確保が困難な状況となっております。特に国際貨物輸送サービスでは、日本国内及び世界各国の物流事情に精通した知識と経験を持つ人材が必要不可欠であり、今後の事業の拡大及び海外展開を加速させるうえで、人材確保と育成は、重要な経営課題であり、また当社グループの成長を支える重要な要素であると認識しております。

人材の採用については、即戦力となる人材確保を目的とした中途採用及び将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を行っております。

また、人材育成においても、採用後の新入社員研修、中途採用研修、オンライン研修、階層別研修などを充実させ、従業員一人ひとりの能力を十分に活かすための取り組みを推進するとともに、確保した人材の早期戦力化と定着化も図ってまいります。さらに、より適正な人事評価制度の構築や社員の給与体系などの待遇面の改善も図り、従業員がモチベーションを維持向上し、働くことができる環境の整備を行ってまいります。

③内部管理体制の充実と強化

当社グループでは、持続的な成長の維持と企業価値の向上を図るためには、内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実が必要不可欠であると認識しております。

当社グループは、事業拡大に伴う組織体制の見直しと整備を逐次実施するとともに、監査役と内部監査室の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの浸透に取り組んでおります。

今後もこの内部管理体制を有効に機能させることが企業価値をさらに高め、効率的かつ健全な企業経営を実現するものと認識し、より透明性の高い健全な企業経営を目指し、相互牽制の効いた内部管理体制の一層強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループは、国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(6) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区本町二丁目1番6号
東 京 支 社	東京都港区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
新 大 阪 事 務 所	大阪市淀川区

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
愛 特 (香 港) 有 限 公 司	中華人民共和国 香港特別行政区
上 海 愛 意 特 国 際 物 流 有 限 公 司	中華人民共和国
台 湾 愛 意 特 国 際 物 流 股 份 有 限 公 司	台湾
AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム
日 新 運 輸 株 式 会 社	大阪市此花区
日 一 新 国 際 物 流 (上 海) 有 限 公 司	中華人民共和国
暖 新 国 際 貿 易 (上 海) 有 限 公 司 (注)	中華人民共和国
NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.	ミャンマー

(注) 「暖新国際貿易(上海)有限公司」は、現在清算手続中であります。

(7) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,120名	170名(減)

(注) 従業員数は就業人員で表示しております。なお、臨時従業員377名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,700百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 53,856,000株
- (2) 発行済株式総数 23,913,600株 (自己株式419,975株を含む。)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 7,358名
- (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エイチアンドワイ	7,139,600 株	30.39 %
株式会社日立物流	4,800,000	20.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,579,400	6.72
ビービーエイチ ファイデリティ ビューリカン ファイデリティ シーズ インベスツメント コルポレイティブ ファンド	900,000	3.83
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ファイデリティ ファンズ	703,220	2.99
矢 倉 英 一	696,400	2.97
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	500,000	2.13
馬 上 真 一	470,000	2.00
株式会社シーアンドティー	370,000	1.58
ビービーエイチ グランジャー ビーク グローバル オポチュニティーズ ファンド	366,700	1.56

(注) 持株比率は、自己株式(419,975株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢 倉 英 一		日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事長 愛特（香港）有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
常 務 取 締 役	馬 上 真 一		日新運輸株式会社 代表取締役社長 日一新国際物流（上海）有限公司 董事 NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD. DIRECTOR
取 締 役	大 槻 信 夫	大阪通関部・東京通関部・海上業務部・海外（中国・香港）担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事 愛特（香港）有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
取 締 役	川 峯 寛	大阪営業部・東京営業部・海外（台湾・ベトナム）担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事 愛特（香港）有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人
取 締 役	久 林 融	総合企画部・経理財務部担当	
取 締 役	神 宮 司 孝		株式会社日立物流 代表執行役副社長 兼 取締役
取 締 役	松 田 佳 紀		株式会社NYMK 代表取締役 株式会社ワコーパレット 常務取締役 株式会社KHC 社外取締役 ファイズホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	成 田 彦 一 郎		
常 勤 監 査 役	倉 本 基 洋		日新運輸株式会社 監査役
監 査 役	西 島 佳 男		西島佳男法律事務所 弁護士
監 査 役	三 村 淳 司		三村公認会計士事務所 代表 株式会社ライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンコスメジャパン社外取締役 アサヒ衛陶株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役松田佳紀氏及び成田彦一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役西島佳男氏及び三村淳司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は取締役松田佳紀氏及び成田彦一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社は監査役西島佳男氏及び三村淳司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役三村淳司氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2021年5月25日をもって、取締役寺田光廣氏は、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額:

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	145,380千円 (4,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,275千円 (5,100千円)
合 計	12名	157,655千円

- (注) 1. 上記には、2021年5月25日をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年5月26日開催の第19回定時株主総会決議において年額150,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年5月22日開催の第20回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額29,500千円（取締役5名に対し29,500千円）及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額19,430千円（取締役5名に対して18,630千円、監査役1名に対して800千円）が含まれております。
6. 当事業年度における当社取締役の報酬等の額の決定は、株主総会で承認を得た範囲内で、2021年5月25日開催の取締役会において、代表取締役社長の矢倉英一氏に一任する旨の決議をしております。当該委任を行う理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ、各取締役の職位や担当する職務内容、職責、役割、各種貢献度評価を総合的に行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。代表取締役は、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主たる活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
松 田 佳 紀	当事業年度20回開催した取締役会のうち20回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、大手家電量販店における企業経営に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
成 田 彦 一 郎	社外取締役就任後16回開催した取締役会のうち16回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、大手商社での国際物流に関する豊富な経験と企業経営に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
西 島 佳 男	当事業年度20回開催した取締役会のうち19回、25回開催した監査役会のうち23回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、検事及び弁護士としての法律全般についての高度な専門知識と経験から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
三 村 淳 司	当事業年度20回開催した取締役会のうち19回、25回開催した監査役会のうち22回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、公認会計士としての高い専門性及び企業経営者としての豊富な経験と知識から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(注) 有限責任あずさ監査法人は、2021年5月25日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により会計監査人を退任し、同株主総会で新たにひびき監査法人が会計監査人に選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 27百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 上記報酬以外に前任会計監査人である有限責任あずさ監査法人に対して、会計監査人交代に伴う引継ぎ業務に係る報酬0百万円を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社のうち、海外子会社の上海愛意特国際物流有限公司及び日一新国際物流（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、全役職員に法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、当社監査役（以下単に「監査役」という。）との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。
- ③ 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言又は勧告する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- ⑤ 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理については、関係会社管理規程に基づく。
- ② 関係会社管理規程に定める関係会社の担当取締役は、定期的に子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生の恐れがある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。
- ③ 関係会社管理規程に定める関係会社の担当取締役は、監査役及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。
- ④ 監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

- ⑤ グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役から子会社の取締役等を選任する。選任された当該取締役は定期的に子会社の取締役会に出席する。また、子会社も含めたグループ全体における業績の管理を行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換のうえ、監査役補助者を決定する。
- (7) **監査役補助者の取締役からの独立性及び監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役補助者は、業務執行上、監査役以外の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議のうえ決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (8) **取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。
- ② 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、監査役に報告する。
- ③ 取締役及び子会社の取締役等は、経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。
- ④ 監査役は、取締役会等、重要な会議に出席する。
- (9) **上記監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
内部通報者の保護に関しては、コンプライアンス規程に定める。
- (10) **監査役職務執行について生じる費用（以下「監査費用」という。）の前払い又は償還の手続き、その他の監査費用の処理にかかる方針に関する事項**
監査費用につき監査計画に応じて予算化し、その他監査費用についても合理的な費用は当社の負担とし、経理規程に従い処理する。
- (11) **その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、監査法人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及び関係会社は、適切な内部統制やリスク管理体制を整備し、その運用状況を内部監査室がモニタリングする実効性のある内部監査を実施しております。また、内部監査室は、経営者を支援するだけでなく、他の監査・監督機関と連携することなどを通じて、より幅広くコーポレート・ガバナンスの品質向上に貢献する役割・責務を果たしております。

(2) 取締役及び使用人の職務執行について

取締役会規程やその他社内規程を整備し、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程に則って行動するよう徹底しております。また、当社は、当事業年度において取締役会を20回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督及び活発な意見交換を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

(3) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度に20回開催された取締役会及び25回開催された監査役会に出席し、適宜助言・提言を行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保しております。また、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(4) 当社子会社における業務の適正の確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会に各子会社の重要な経営情報が適宜報告されております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,235	流動負債	7,875
現金及び預金	12,654	買掛金	3,007
受取手形及び売掛金	4,757	1年内返済予定の長期借入金	2,700
立替金	1,629	未払法人税等	817
その他	235	賞与引当金	446
貸倒引当金	△41	役員賞与引当金	37
固定資産	4,280	その他	866
有形固定資産	635	固定負債	1,507
建物及び構築物	155	繰延税金負債	383
機械装置及び運搬具	167	役員退職慰労引当金	155
リース資産	257	退職給付に係る負債	646
その他	54	その他	322
無形固定資産	2,772	負債合計	9,382
のれん	761	純資産の部	
顧客関連資産	1,842	株主資本	13,341
その他	168	資本金	271
投資その他の資産	872	資本剰余金	5,274
投資有価証券	525	利益剰余金	8,189
繰延税金資産	21	自己株式	△392
差入保証金	285	その他の包括利益累計額	589
その他	72	その他有価証券評価差額金	9
貸倒引当金	△31	為替換算調整勘定	586
		退職給付に係る調整累計額	△5
		非支配株主持分	202
		純資産合計	14,134
資産合計	23,516	負債純資産合計	23,516

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		59,931
営業原価		50,253
売上総利益		9,677
販売費及び一般管理費		6,096
営業利益		3,581
営業外収益		
受取利息及び配当金	33	
持分法による投資利益	198	
その他の	72	303
営業外費用		
支払利息	15	
為替差損	42	
その他	5	63
経常利益		3,821
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	3	
関係会社清算損	0	
事業構造改革費用	145	152
税金等調整前当期純利益		3,670
法人税、住民税及び事業税	1,314	
法人税等調整額	△53	1,261
当期純利益		2,408
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		2,367

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	271	5,275	6,808	△392	11,962
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△986		△986
親会社株主に帰属する当期純利益			2,367		2,367
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1			△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1	1,380	△0	1,379
当期末残高	271	5,274	8,189	△392	13,341

項目	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6	57	△4	59	209	12,231
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△986
親会社株主に帰属する当期純利益						2,367
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得による持分の増減						△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2	529	△1	530	△6	523
連結会計年度中の変動額合計	2	529	△1	530	△6	1,902
当期末残高	9	586	△5	589	202	14,134

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,825	流動負債	2,504
現金及び預金	5,000	買掛金	1,366
売掛金	2,086	未払金	102
前渡金	29	未払費用	33
前払費用	38	未払法人税等	582
立替金	680	預り金	128
その他の	7	賞与引当金	213
貸倒引当金	△16	役員賞与引当金	29
固定資産	5,888	その他の	46
有形固定資産	59	固定負債	589
建物	35	退職給付引当金	443
工具、器具及び備品	23	役員退職慰労引当金	126
無形固定資産	91	その他の	19
その他の	91	負債合計	3,094
投資その他の資産	5,737	純 資 産 の 部	
関係会社株式	5,260	株主資本	10,620
繰延税金資産	302	資本金	271
その他の	174	資本剰余金	5,275
		資本準備金	5,275
		利益剰余金	5,466
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	5,463
		繰越利益剰余金	5,463
		自己株式	△392
		純資産合計	10,620
資産合計	13,714	負債純資産合計	13,714

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		34,292
営 業 原 価		30,153
売 上 総 利 益		4,139
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,647
営 業 利 益		2,491
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	311	
そ の 他	34	345
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	24	24
経 常 利 益		2,813
税 引 前 当 期 純 利 益		2,813
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	808	
法 人 税 等 調 整 額	0	809
当 期 純 利 益		2,003

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：百万円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	271	5,275	5,275	2	4,446	4,449	△392	9,603
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△986	△986		△986
当 期 純 利 益					2,003	2,003		2,003
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,017	1,017	△0	1,017
当 期 末 残 高	271	5,275	5,275	2	5,463	5,466	△392	10,620

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△0	△0	9,603
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△986
当 期 純 利 益			2,003
自己株式の取得			△0
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	1,017
当 期 末 残 高	-	-	10,620

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

株式会社エーアイテイー
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員	公認会計士	坂東和宏
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	武藤元洋
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エーアイテイーの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイテイー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 坂東和宏
業務執行社員
代表社員 公認会計士 武藤元洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2021年3月1日から2022年2月28日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月19日

株式会社エーアイテイー 監査役会

常勤監査役	倉本	基洋	㊟
社外監査役	西島	佳男	㊟
社外監査役	三村	淳司	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、また、第35期につきましては、2022年3月に上場15周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、次のとおりといたしたく存じます。

(期末配当に関する事項)

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円（うち、普通配当29円・上場15周年記念配当7円）

総額 845,770,500円

なお、中間配当金として1株当たり金22円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり金58円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月25日といたしたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (2) 変更の内容
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条から第13条（条文省略）	第1条から第13条（現行どおり）
<p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第14条（株主総会資料の電子提供） <u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第15条から第47条（条文省略）	第15条から第47条（現行どおり）
<p>（新設）</p>	<p>附則 <u>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> <u>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までに開催する株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
1	重任 やぐら ひでかず 矢倉 英一 (1948年9月8日生)	1973年4月 浅川組運輸(株) 入社 1976年7月 アトラス複合輸送(株) (現伊藤忠ロジスティクス(株)) 入社 1995年4月 当社代表取締役社長 (現任) 1996年6月 愛特(香港)有限公司 董事 (現任) 2017年1月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事 (現任) 2017年8月 上海愛意特国際物流有限公司 董事長 (現任) 2019年3月 日新運輸(株) 取締役 (現任)	696,400株
【取締役候補者とした理由】 当社の創業者であり、代表取締役社長としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたしました。			
2	重任 まがみ しんいち 馬上 真一 (1968年4月27日生)	1993年4月 伊藤忠エクスプレス(株) (現伊藤忠ロジスティクス(株)) 入社 1996年3月 当社入社 1997年12月 当社取締役 2009年3月 当社常務取締役 (現任) 2019年6月 日新運輸(株) 代表取締役社長 (現任) 2019年6月 日一新国際物流(上海)有限公司 董事長 2019年6月 暖新国際貿易(上海)有限公司 董事長 2020年10月 NISSHIN(MYANMAR)CO.,LTD. DIRECTOR (現任) 2022年1月 日一新国際物流(上海)有限公司 董事 (現任)	470,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の常務取締役及び日新運輸(株)の代表取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
3	重任 おおつき のぶお 大槻 信夫 (1972年2月8日生)	1995年4月 住友特殊金属(株) 入社 1998年2月 当社入社 2009年3月 当社大阪営業部長 2014年9月 愛特(香港)有限公司 董事(現任) 2016年3月 当社執行役員タイ・ベトナム・インドネシア担当 2016年5月 当社取締役 2017年1月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事(現任) 2019年3月 日新運輸(株) 取締役(現任) 2019年3月 上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任) 2021年9月 当社取締役 大阪通関部・東京通関部・海上業務部・海外(中国・香港)担当(現任)	109,000株
		【取締役候補者とした理由】 当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員及び取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後もしも取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたしました。	
4	重任 かわみね ひろし 川峯 寛 (1971年7月21日生)	1994年4月 (有)アスター 入社 2000年6月 当社入社 2007年3月 当社東京営業部長 2009年6月 愛特(香港)有限公司 董事 2012年3月 当社東京営業部長 2016年3月 当社執行役員東京営業部長 2019年3月 当社執行役員東京通関部担当 2019年5月 当社取締役 2020年5月 日新運輸(株) 取締役(現任) 2020年5月 上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任) 2020年5月 愛特(香港)有限公司 董事(現任) 2020年5月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人(現任) 2021年9月 当社取締役 大阪営業部・東京営業部・海外(台湾・ベトナム)担当(現任)	117,700株
		【取締役候補者とした理由】 当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員及び取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後もしも取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> <small>ひさばやし とおる</small> 久林 融 (1961年2月21日生)	1984年4月 伊藤忠商事(株) 入社 1990年6月 Prominent Apparel Limited Hong Kong へ出向 Middle East Department Manager 1997年10月 TTL Industries Public Company Limited へ出向 Executive Director 2005年4月 Prominent Apparel Limited Hong Kong へ出向 Dhaka Liaison Office General Manager 2008年4月 伊藤忠商事(株)ダッカ事務所 所長 2011年4月 同社繊維カンパニーテキスタイル・製品部 部長代行 2012年10月 ユニー(株)へ出向 衣料本部商品開発部 チーフバイヤー 2015年10月 伊藤忠商事(株)カラチ事務所 所長 2019年4月 ITOCHU Middle East FZEへ出向 COO 2020年9月 当社入社 顧問 2021年5月 当社取締役 2022年3月 当社取締役 総合企画部・情報システム部・ 経理財務部担当 (現任)	300株
【取締役候補者とした理由】 大手商社での国内外での勤務及び当社の取締役としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> <small>じんぐう じ たかし</small> 神宮司 孝 (1955年10月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	1979年4月 日立運輸東京モノレール(株) (現(株)日立物流) 入社 2013年4月 同社執行役専務 2015年6月 (株)日立物流バンテックフォワーディング 代表取締役社長 2016年6月 (株)日立物流 取締役 (現任) 2019年3月 当社取締役 (現任) 2019年4月 (株)日立物流 代表執行役 執行役副社長 2022年4月 同社執行役副社長 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 (株)日立物流の代表執行役副社長、(株)日立物流バンテックフォワーディングの代表取締役社長及び当社の取締役としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
7	重任 なりた ひこいちろう 成田 彦一郎 (1957年6月5日生) 独立役員 社外	1981年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2000年4月 上海伊藤忠商事有限公司へ出向 繊維部長 2002年4月 伊藤忠繊維貿易(中国)有限公司へ出向 董事 2007年4月 伊藤忠商事(株) 名古屋支社 繊維部長 2009年4月 同社福井支店長 2013年4月 大建工業(株)へ出向 2013年4月 大建工業(寧波)有限公司 董事長 2013年4月 大建阿美昵体(上海)商貿有限公司 董事長 2015年4月 大建工業(株)へ転籍 執行役員 2021年5月 当社取締役(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大手商社での国際物流に関する豊富な経験と企業経営に関する知見があり、今後も当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。			
8	新任 はまだ としあき 濱田 敏彰 (1955年4月23日生) 独立役員 社外	1979年4月 大蔵省 入省 1996年7月 日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長 2001年1月 財務省理財局 計画官 2002年7月 経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課長 2007年7月 財務省大阪税関長 2010年7月 総務省消防庁 審議官 2011年7月 総務省大臣官房 審議官 2012年8月 財務省大臣官房 政策評価審議官 2014年7月 財務省国税庁税務大学 校長 2015年7月 財務省 退官 2017年6月 (株)ベネフィット・ワン 社外取締役 2019年6月 同社 社外取締役(監査等委員)(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長、財務省理財局計画官、大阪税関長、財務省大臣官房政策評価審議官等を歴任し、政治や経済等の企業経営を取り巻く様々な事象に関する知見を有しており、その豊富な経験・知識に基づき、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神宮司孝氏、成田彦一郎氏及び濱田敏彰氏は、社外取締役候補者であります。
3. 神宮司孝氏は、過去において当社の非業務執行者であったことがあります。
4. 当社は、成田彦一郎氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 神宮司孝氏及び濱田敏彰氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、成田彦一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任され社外取締役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は濱田敏彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け

出る予定であります。

8. 成田彦一郎氏が当社の社外取締役役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
9. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2022年2月28日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役西島佳男氏は、本定時株主総会終結時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
重任 にしじま よしお 西島 佳男 (1966年2月26日生) 独立役員 社外	1993年10月 司法試験 合格 1996年4月 検事 任官 (東京地方検察庁、大阪地方検察庁) 1997年5月 弁護士登録 高橋総合法律事務所 入所 2012年2月 西島佳男法律事務所 開設 (現任) 2014年5月 当社社外監査役 (現任)	—
【社外監査役候補者とした理由】 検事及び弁護士として法律全般について高度な専門知識と経験を有していることから、今後も社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 西島佳男氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西島佳男氏は社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、西島佳男氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、西島佳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任され社外監査役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 5. 西島佳男氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2022年5月23日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する接続料金等は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境、スマートフォン又は携帯電話の機種等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合がございます。

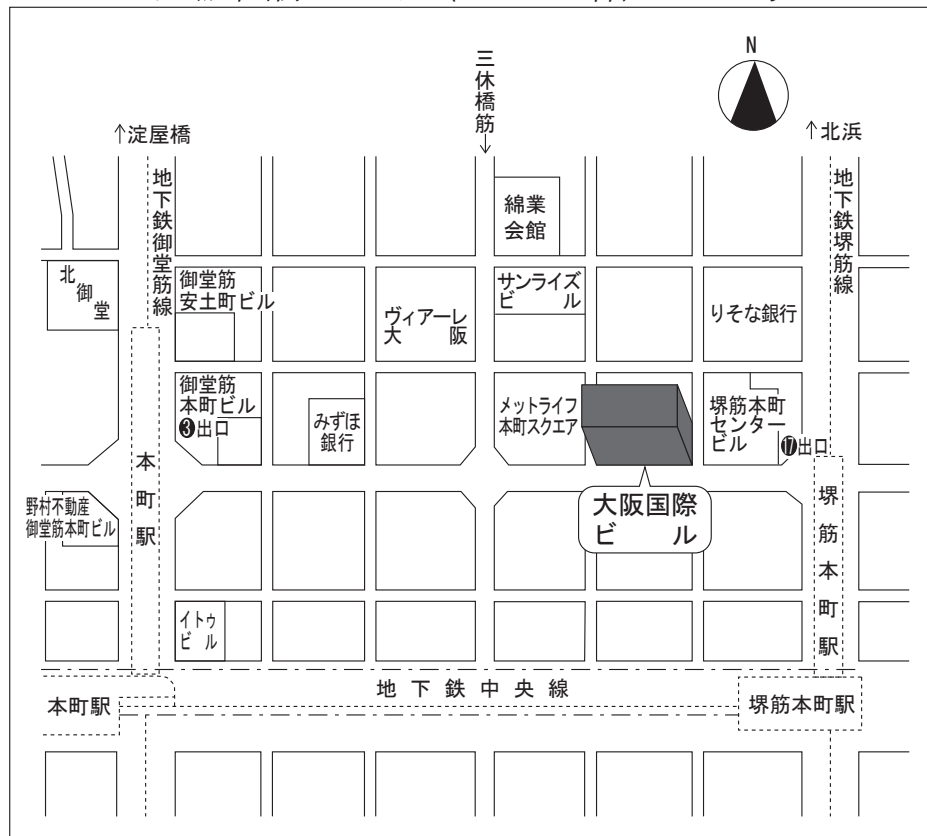
【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府中央区安土町二丁目3-13

大阪国際ビルディング17階 1705号室



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅③番出口
東へ徒歩7分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑰番出口
西へ徒歩1分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、株主様におかれましては、当日のご来場をお控えいただきたくお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、郵送又はインターネットで行っていただきたく併せてお願い申し上げます。

※株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。